令和４年６月２１日

会 員 各 位

一般社団法人愛知県建設業協会
専務理事　　三　宅　　勝　敏
（専務理事印省略）

令和４年度県民総ぐるみ防災訓練の実施について

日ごろから、当協会の事業活動にご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

このことについて、令和４年６月１３日付け４防災第３３－３号で愛知県防災会議会長愛知県知事から別添のとおり依頼がありました。

当協会は、平成３０年３月２３日付けで愛知県から災害対策基本法に基づく指定地方公共機関に指定されました。

同法の基本理念に則り、引き続き、県とより一層の連携を図っていかなければならないものと認識しています。

つきましては、標記行事等の実施に関しましてのご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

連絡先
一般社団法人愛知県建設業協会
名古屋市中区栄三丁目２８番２１号
電　話　０５２－２４２－４１９１
ＦＡＸ　０５２－２４２－４１９４
担　当　永　井
Email　saigai-aiken@aikenkyo.or.jp

４防災第33－３号
2022年６月13日

各指定地方行政機関の長
陸上自衛隊第１０師団長
海上自衛隊横須賀地方総監
航空自衛隊小牧基地司令
各指定公共機関の長
各指定地方公共機関の長
殿

愛知県防災会議会長
愛知県知事　大　村　秀　章

令和４年度県民総ぐるみ防災訓練の実施について（依頼）

日頃は、防災行政の推進に御協力をいただき、誠にありがとうございます。

2022年５月30日に開催した愛知県防災会議において、別添「令和４年度県民総ぐるみ防災訓練実施要綱」が承認されましたので、2022年８月30日（火）から９月５日（月）の「防災週間」及び11月５日（土）の「津波防災の日」を中心とした期間に、令和４年度県民総ぐるみ防災訓練を実施します。

つきましては、本要綱に基づく防災訓練の実施及び他機関の行う防災訓練への参加・協力等に努めていただきますようよろしくお願いします。

なお、訓練については、新型コロナウイルスの感染拡大防止対策を徹底し、デジタル技術なども活用しながら、可能な限り実施することに努めていただきますようお願いします。ただし、参加者の安全確保を最優先に考え、必要に応じて、訓練の延期や中止、代替手段等について検討してくださいますようお願いします。

担　当　愛知県防災会議事務局書記
（防災安全局防災部
災害対策課支援グループ　宮田）
電　話　（０５２）９５４－６１４９
ＦＡＸ　（０５２）９５４－６９１２
E-mail　saigaitaisaku@pref.aichi.lg.jp

愛建協
4.6.17
受付

令和４年度県民総ぐるみ防災訓練実施要綱

１　目　的

この訓練は、災害対策基本法第４８条及び愛知県地域防災計画（地震・津波災害対策計画）に基づき、国、県、市町村、防災関係機関、学校、病院、社会福祉施設、民間企業、自主防災組織、ボランティア団体、一般住民等が総ぐるみで、その発生が懸念される南海トラフ地震をはじめとする大規模地震等を想定し、総合的かつ実践的な防災訓練を実施することにより、訓練参加機関等の地震災害時等における相互協力体制の確立、民間防災体制の強化及び県民の防災意識の高揚を図ることを目的とする。

２　主　唱

愛知県防災会議

３　訓練実施日

２０２２年８月３０日（火）から２０２２年９月５日（月）までの「防災週間」及び１１月５日（土）の「津波防災の日」を中心とした期間で、実施主体において有効かつ適切と判断できる日

４　訓練想定等

（１）　南海トラフ地震

ア　地震発生

それぞれの地域の実情に応じ発生時間を想定

イ　想定震度及び想定被害

「愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果（２０１４年５月公表）」に基づき震度及び被害を想定し、実施するものとする。

なお、各地域の実情に応じた被害予測調査結果を実施している場合は、その想定震度等により実施するものとする。

（２）　その他大規模地震

ア　地震発生

それぞれの地域の実情に応じ発生時間を想定

イ　想定震度及び想定被害

「愛知県東海地震・東南海地震等被害予測調査結果（２００３年５月公表）」に基づき震度及び被害を想定し、実施するものとする。

なお、各地域の実情に応じた被害予測調査結果を実施している場合は、その想定震度等により実施するものとする。

５　訓練参加機関等

（１）県、県教育委員会、県警察、市町村、広域連合、消防一部事務組合、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関

（２）学校、病院、社会福祉施設、民間企業、自主防災組織、ボランティア団体、障害者団体、一般住民等

6　訓練の実施に当たっての基本方針

訓練の実施に当たっては、次の基本方針に沿って実施する。

（1）東日本大震災等の既往災害を踏まえた災害対応力の向上

東日本大震災等の既往災害から得られた多くの防災対策に関する課題への対応力向上を図るため、考え得る様々な被害への応急対応や複数の地方公共団体にわたる広域的な対応等を訓練内容に取り入れる。

（2）実践的、効果的な訓練の推進

訓練実施において最も重要となる状況設定及び被害想定並びに応急対策として講ずるべき事項を、東日本大震災等の既往災害を踏まえ、より実践的かつ起こり得る最悪事態の想定（発生時間帯や避難方法などに関した様々な事態の想定を含む）、災害時に現地で対応した者の知見の反映、大規模地震・津波災害応急対策対処方針に定めるタイムライン（時系列の行動計画表）等への対応を踏まえて作成し、訓練進行上からの必要性に捕らわれたり、見せることのみを目的とすることのないように訓練を行う。

訓練の準備段階においては、国、県、市町村、防災関係機関、地域住民、ライフライン・インフラ事業者等の参加者それぞれの役割を確認しつつ相互に協力する。

訓練の方法については、人・物等を動かす実働訓練、状況付与に基づいて参加者に判断を行わせる図上訓練、緊急地震速報受信時の危険回避行動訓練等、実際の判断・行動を伴う方法により実施する。その際、災害対応時において、電子地図を活用した関係機関間の情報共有等のデジタル技術の活用が進められていることを踏まえ、初動期の情報収集・共有や緊急支援物資の調達・輸送、被災者支援手続等の分野において、システム操作の習熟度向上やデジタル技術を活用した災害対応手順の確認等を図るような実践的な訓練を実施する。

また、参加者の知識・経験に応じた段階的かつ継続的な訓練となるよう配慮する。

（3）事前の教育研修の推進

実際に災害が発生した時に的確な対応をとるためには、県民の一人一人が災害時の状況を正しくイメージできることが重要である。そのため、事前に、災害対応に必要な知識や技能の習得、地域の災害リスクやそれに応じた避難行動等の確認が必要である。

さらに、防災関係機関の防災部門以外の職員や県民に対しても、必要な知識や地域の災害リスクとそれに応じた避難行動等が確認・理解できる教育研修を実施するよう努める。

（4）多数の主体が参加・連携する訓練の実施

組織を超えた防災対策を推進していくために、各主体単独による訓練だけでなく、できる限り多くの主体と連携した訓練を検討し、多数の主体が参加・連携した訓練の実施を通じて相互補完性を高める。

（5）広報の充実と県民参加型訓練の工夫・充実

県民が積極的に防災訓練に参加または見学、報道により見ることを通じて、自らの災害に対する準備を充実できるよう、また、地域、学校、職場等における幅広い層が参加できるよう、事前登録した不特定多数の参加者が、訓練開始の合図で一斉にそれぞれの場所で地震から身を守る安全行動を行うシェイクアウト訓練の実施等、訓練内容を工夫・充実させるとともに、報道機関等と連携を図り、防災訓練に関する広報の充実に努める。

また、防災訓練の広報と合わせて、大規模災害の教訓やハザードマップを活用した想定される災害リスクの確認やそれに応じた避難行動、避難場所、避難経路等の確認、家具や備品の固定、ガラスの飛散防止、避難指示等や緊急地震速報等に伴う危険回避行動に加え、身の回りにおける日頃からの具体的な減災への備えと被災時の的確な行動を促すことなども広報することにより、県民の一人一人が防災に関する正しい知識を身につけ、また、地域、学校、職場等との連携した防災活動を促進し、「日常においていかに備え、災害時に何をすべきか」を考える機会となるよう工夫する。

「自らの命は自らが守る」という意識が醸成された地域社会の構築に向け、子供の頃から地域の災害リスク等を知り、命を守る行動を実践的に学ぶことが重要であることを踏まえ、防災関係機関は、小学校、中学校等において実施される避難訓練と合わせた防災教育を積極的に支援する。

（６）男女共同参画及び要配慮者等の視点に立った訓練の実施

避難所をめぐっては、避難所の生活環境等の改善、要配慮者（高齢者、障害者、難病患者、乳幼児、妊産婦、外国人等をいう。以下同じ）や性的少数者、ペットの飼い主等への対応、新型コロナウイルス感染症への対策など、様々な取組が必要となることから、訓練計画の作成、訓練の実施等に当たっては、男女共同参画の視点を取り入れ、女性の積極的な参加が得られるよう努めるとともに、要配慮者等の視点に立ち、要配慮者等本人の参加を得て避難場所・避難所への避難誘導訓練や避難所の運営訓練等を行うことなどに努める。

（７）デジタル技術の活用

デジタル技術を活用した災害対応に備え、電子地図を用いた関係機関相互の情報共有等、特に初動期に有用な情報収集・共有や、緊急支援物資の調達・輸送、被災者支援手続等の各分野に係るデジタル技術を活用した災害対応手順を確認し、システムの操作習熟等を図る実践的な訓練の実施に努める。

（８）感染症拡大防止への配慮

感染症拡大防止を徹底するとともに、感染の拡大状況に応じて、訓練の規模や内容を調整しつつデジタル技術なども活用しながら、可能な限り訓練を実施するよう努めるものとする。ただし、参加者の安全確保を最優先に考え、必要があれば、訓練の延期や中止について検討するものとする。

また、訓練内容の企画に際しては、必要に応じ、防災担当部局、保健福祉部局、保健所、消防等が十分に調整し、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練等を実施するなど、感染症対策に関する項目を取り入れるよう努める。

（９）地域の実情に応じた訓練

この地域が、南海トラフ地震防災対策推進地域及び南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域に指定されている市町村を有し、過去に内陸型地震である濃尾地震、三河地震により広域に甚大な被害を受けた地域であることから、広域的ネットワークを活用した訓練や各種協定等に基づく広域応援訓練・受援訓練の実施等を積極的に検討するものとする。

また、各地域により、その地域の特性や、想定される被害の態様も異なることから、必要性の高い訓練内容を検討のうえ、多数の住民の参加による、地域の実情に応じた訓練の積極的な実施に努める。

なお、特に、水害や土砂災害の危険性のある地域においては、災害発生のおそれが高まる出水期前の実施に努める。

さらに、津波災害が発生するおそれがある地域においては、津波発生時の避難について、徒歩によることを原則とすること、やむを得ず自動車により避難せざ

るを得ない場合、避難者が自動車で安全でかつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討することとし、必要な訓練を実施するよう努める。

(10) 訓練結果の検証と評価の実施

訓練終了後には、訓練実施により判明した問題点の分析、参加者の意見交換、訓練見学者及び外部有識者からの意見聴取等により、防災組織体制の実効性を検証する。

また検証の結果は、問題点や課題を明らかにした上で、訓練のあり方ばかりでなく、防災計画や防災に関するマニュアル等の整備、見直しなど、今後の防災体制の整備、拡充について役立てるものとする。

(11) 地域住民等の連帯による自主的な防災訓練の普及推進

地域の防災力を高めるため、住民自らが実施し、幅広い層が連携・参加する防災訓練の普及に努める。特に、地域の防災拠点となる学校等において、地域住民と一体的に取り組む訓練の実施を推進する。

さらに、参加者の知識・経験に応じた段階的かつ継続的な訓練となるよう配慮する。

また、事業所、ＮＰＯ、ボランティア等が実施する訓練について、地域住民や関係機関が参画することにより、地域の防災力の向上に資することとなるよう努める。

特に、避難所の運営訓練の実施にあたっては、避難所運営の担い手育成の観点から、住民やＮＰＯ・ボランティアの参加を得て避難生活環境の向上を意識した訓練となるよう努めるとともに、避難生活支援の担い手となるボランティアの発掘・育成及び連携に努める。

7　主な訓練項目

各訓練実施者は、それぞれの地域、施設等の実情に応じ、別表に掲げる訓練項目を基本として適宜実施する。

8　訓練参加の呼びかけ

県、市町村及び防災関係機関は、各機関及び関係団体の広報紙、定期刊行物、防災パンフレット等あらゆる広報手段を利用し、民間企業、自主防災組織、障害者団体、ボランティア団体、住民等に訓練参加の呼びかけをするとともに、「自らの地域は自ら守る。」という自主防災の意識の普及に努める。

9　国の行う総合防災訓練への参加

この県民総ぐるみの防災訓練は、中央防災会議により決定される、令和４年度総合防災訓練大綱に記載された訓練と連携を保ち実施するものとする。

別　表

訓　練　項　目

区分	地震発生時の対応
県・市町村等始め防災関係機関	○地震から身を守る安全行動 ○地震情報及び津波情報の伝達 ○各種要請事項の伝達 ○非常呼集 ○災害対策本部の設置 ○広報 ○被害状況、避難状況及び災害応急対策実施状況の伝達 ○応急対策 ・初期消火、消火活動、救出救護 ・避難誘導、給食給水、交通規制 ・道路啓開、物資輸送、施設応急復旧（通信・電力・ガス・水道等） ・ボランティア支援本部開設・運営 ○帰宅困難者への対応 ○感染症対策に配慮した災害対応 ○男女共同参画の視点を取り入れたり要配慮者等が参加した避難所開設運営（運営への女性参画、専用スペースの設置等）
民間事業所	○地震から身を守る安全行動 ○危険物施設・消防施設の点検報告 ○初期消火、延焼防止 ○有害物質等の除害・保安措置 ○救出救助 ○避難誘導 ○被災施設等の応急復旧 ○給食給水 ○被害情報・安否情報・市町村情報等の収集・伝達 ○帰宅困難者への対応 ○感染症対策に配慮した災害対応
自主防災組織・住民	○地震から身を守る安全行動 ○初期消火 ○救出救護 ○避難誘導 ○給食給水 ○被害情報・安否情報・市町村情報等の収集・伝達 ○感染症対策に配慮した災害対応

２０２２年度の愛知県の防災訓練計画

参考

○　愛知県災害対策本部運用訓練

１　日時

２０２２年９月１日（木）午前

２　場所

愛知県庁災害対策本部室、災害情報センター室等

３　主催

愛知県

４　想定災害

南海トラフ地震

５　訓練の内容

災害対策本部の運用を確認し、災害対応能力の向上を図るための図上訓練・通信訓練を実施する。

○　あいちシェイクアウト訓練

１　日時

２０２２年９月１日（木）正午から１分間を基本とする

※ただし、上記以外で独自に実施することも可とする

２　場所

県内全域（自宅、職場、学校、外出先等）

３　主催

愛知県

４　協力

愛知工業大学、あいぼう会、シェイクアウト提唱会議

５　想定災害

南海トラフ地震

６　訓練の内容

大地震が発生したことを想定し、指定された日時に、県民それぞれがその場（自宅、職場、学校、外出先等）で、地震から身を守る安全行動を行う。

○　愛知県・豊川市総合防災訓練

1　日時

２０２２年９月４日（日）午前

2　場所

豊川市（陸上自衛隊豊川駐屯地訓練場（豊川市金屋西町２丁目）等）

3　主催

愛知県、豊川市

4　想定災害

南海トラフ地震

5　訓練の内容

防災関係機関、地域住民等の協力・連携のもとに、救出・救助訓練等、災害応急対策に係る総合的な訓練を実施する。

○　被災自治体支援活動訓練

1　日時

２０２２年１１月１５日（火）

2　場所

飛島村

3　主催

愛知県

4　想定災害

南海トラフ地震もしくは風水害等

5　訓練の内容

発災後、被災した県内市町村への迅速、効果的な応援を実現するための訓練を実施する。

訓練計画につきましては、２０２２年５月１日時点での計画です。
今後、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、訓練の延期や中止の措置をとることがあります。